対する在留資格の取消しを可能とした。ただし、追加した取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、「引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」を除き、法務大臣の職権で在留資格の変更を許可することを可能としているほか、併せて、国又は地方公共団体の職員による通報規定も整備した。

オ　在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し

在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されるなどの問題が指摘されたことから、2025年10月、同在留資格に係る上陸許可基準等を見直し、資本金・出資総額に係る要件を改め、経営者の経歴（職歴・学歴）に係る要件、常勤職員の雇用義務等を新設した。

カ　在留資格「留学」に係る適正化

在留資格「留学」に関し、資格外活動許可の週28時間制限を超えてアルバイトを行うなどの資格外活動違反が生じていることを踏まえ、日本語教育機関に対して３か月に一度、留学生の資格外活動状況に係る確認を求めるなど、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導を2026年４月に開始した。

⑵　現状の課題

在留外国人数の大幅な増加に伴って、在留諸申請の受理・処理件数は過去最高に達し、我が国の在留管理の根幹をなす在留管理制度、特に適正な在留管理の重要性が一層高まっている。本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施するため、制度趣旨と実態の間に乖離が発生していないかを不断に観察・分析しつつ、適時適切に制度を見直すことが求められている。

この点については、前述のとおり、在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されているほか、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者が、当該在留資格の活動内容に該当しない、専門的な技術や知識を要しない現場業務等に従事するといった事案も確認されており、こうした不適切な事案への対応が必要となっている。これらの対応に当たっては、外国人の活動実態の把握がその前提となるところ、正確かつ網羅的な実態把握は容易でないこと、また、これに必要な仕組みが十分に整備されていないことも課題となっている。

在留資格「永住者」については、前述の法改正により取消事由が追加されたところ、取消処分は重大な不利益処分であり、当事者の生活基盤全体に多大な影響をもたらし得ることや、国又は地方公共団体の職員による通報規定を実効的かつ安定的に機能させる必要があることから、取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化することが求められる。

このほか、我が国経済社会の活性化に大きく寄与する高度外国人材の受入れについても、制度の施行から14年余りが経過し、その間、賃金水準の上昇など、制度を取り巻く環境に変化があったほか、ポイント加算項目の増加等、制度自体も徐々に複雑化してきた。これを踏まえると、受入れの実績、経済社会の変化等を踏まえながら、制度目的を達成する上で必要な見直しを検討すべき時期に差し掛かっているといえる。

また、引き続き、在留資格手続の利便性向上や在留審査に必要となる情報の正確かつ効率的な取得による円滑な審査の実施にも取り組む必要がある。

⑶　今後の方針

ア　在留管理ＤＸの推進

出入国在留管理庁や各関係機関が保有する在留外国人に関する情報に関しては、公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携を2027年から運用開始することを予定している。

これにより、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、出入国在留管理庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供することとなるが、今後、地方税の納税情報の関係機関から出入国在留管理庁への提供、生活保護等に関して出入国在留管理庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供を検討し、在留管理の高度化を図る。併せて、国税については、納税情報等の連携により、地方税については、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携等により、上陸審査（再入国許可を受けている者に対する上陸審査を除く。）及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討し、納税義務の履行確保への協力や適切な在留管理の実現を図る。

マイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携が適切であるかを検証の上、引き続き、関係機関との効率的かつ効果的な情報連携の在り方を検討し、必要な見直しを行っていく。

また、在留申請及び届出については、原則オンライン化を進め、在留関連手続に伴う手数料の支払にキャッシュレス決済を導入することで審査業務の効率化及び利便性向上など在留管理の高度化に努める。

イ　在留管理の一層の適正化・実態把握の強化

在留管理の一層の適正化に当たっては、制度設計においても、個別の在留審査においても、外国人や所属機関等に係る的確な実態把握・分析を行うことが不可欠の前提となる。的確な実態の把握・分析を行うためには、どのような情報が必要かを精査した上で、地方公共団体等との連携を強化しつつ、出入国在留管理庁に当該情報が送付される仕組みの構築を検討していく。また、その手法については在留資格に応じて変わり得るが、事業所に対する実態調査といった直接的な情報収集手段の強化も含めた取組を行うことにより、得られたエビデンスに基づき時代に即した在留管理の適正化を実現していく。また、それに必要な人的・物的体制の整備に取り組む。

特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び留学生の資格外活動許可に関し制度趣旨と実態に乖離がみられる問題については、現行法の枠組みの中で実態を把握した上で、所属している者の活動の適切な把握や責任・指導の在り方も含め、受入れ機関において外国人が本来行うべき活動に従事することを確保する方策に関し、必要な措置を講じる。

例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、従事可能な業務範囲に係る案内の充実を含めた在留審査等に係る運用の改善に取り組む。留学生については、外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている者を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行う運用を2026年４月から開始しており、今後は、マイナンバーによる情報連携に合わせて所得情報を活用することで、より的確かつ厳格な審査の実施を検討し、必要な措置を講じるほか、資格外活動許可及びその管理の在り方について、実態等を踏まえた検討及び必要に応じた見直しを行う。また、我が国において違法行為を行った者に対する在留審査を厳格化する。その上で、更なる取組が必要である場合には、法令上の措置をとることも検討する。

機微技術流出防止の重要性が高まっていることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等に取り組んでいく。

こうした適正化等の措置が適切にとられていることを前提とし、かつ、入管法上の制度が誤解されて排外的な思潮が広がらないことに留意しつつ、我が国が真に求める専門的・技術的分野の外国人材の受入れを進めていく。加えて、国際的保護に関する国連機関による提唱を踏まえ、在留資格制度を始めとする現行の法的枠組みに適合することを前提に、我が国での勉学を目的とする外国人の受入れについても関係機関と連携しつつ、引き続き適切に取り組む。